

## ○上越教育大学学校教育学部再試験取扱細則

(平成17年1月21日細則第3号)

最終改正 平成28年7月20日細則第13号

(趣旨)

**第1条** この細則は、上越教育大学学校教育学部履修規程（平成16年規程第70号）第14条第3項の規定に基づき、再試験の実施に関し必要な事項を定める。

(再試験の対象範囲)

**第2条** 再試験の対象となる授業科目は、卒業要件を満たすための授業科目又は取得を希望する幼稚園教諭免許状、中学校教諭免許状若しくは高等学校教諭免許状に係る所要資格を満たすための授業科目に限るものとする。この場合において、4年次に進級した学生は、当該年の4月に取得を希望する教員免許状を確定しておかなければならない。

2 再試験の対象となる修得不足単位数は、卒業年次の前期と後期を通算して4単位以内とし、それを超えた場合は再試験を受験することができない。

(再試験願の提出)

**第3条** 再試験を希望する学生は、別記様式の再試験願を、前期の授業にあつては前期期末試験終了後、後期又は通年の授業にあつては後期期末試験終了後14日以内に教育支援課に提出しなければならない。

(受験許可)

**第4条** 教務委員会（以下「委員会」という。）は、前条により願い出のあった学生に対し審査の上、受験を許可するものとする。

(実施時期)

**第5条** 再試験の実施時期は、受験を許可後、補習その他適切な指導を行った上で速やかに実施するものとする。

(実施委員会)

**第6条** 第4条により許可した授業科目の試験問題作成及び採点を実施するため、委員会に再試験実施委員会（以下「実施委員会」という。）を置く。

2 実施委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、委員会が必要と認めるときは、第2号に掲げる者に換えて他の教員を指名することができる。

(1) 教務委員会委員長（以下「委員長」という。）

(2) 当該授業科目担当教員

(3) 委員長が指名した教員若干人

3 実施委員会は、試験の採点の完了をもって解散する。

4 実施委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

**第7条** 再試験の評価は、実施委員会の採点結果を基に委員会が行う。

2 再試験により合格と判定された前期の授業科目の評価については、第2条第2項の規定により、後期期末試験終了後の再試験を受験することができない場合であっても有効とする。

(その他)

**第8条** この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

**附 則**

この細則は、平成17年1月21日から施行する。

**附 則（平成17年細則第15号（平成17年6月22日））**

この細則は、平成17年6月22日から施行する。

**附 則（平成19年細則第11号（平成19年3月22日））**

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則（平成25年細則第8号（平成25年3月22日））**

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則（平成26年細則第18号（平成26年3月28日））**

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則（平成28年細則第13号（平成28年7月20日））**

この細則は、平成28年7月20日から施行する。

別記様式（第3条関係）

再 試 験 願

年 月 日

上越教育大学長 殿

初等教育教員養成課程  
専修 コース

学籍番号

氏 名

私は、卒業要件単位又は免許要件単位のうち、 単位不足し、その授業科目は下記のとおりです。

卒業又は教員の免許状取得のために、下記科目の再試験を受験したいので、許可くださるようお願いします。

記

区 分	授 業 科 目	単 位

クラス担当教員	氏名
---------	----

(注) クラス担当教員氏名の記入は、署名（本人自署）又は記名押印のいずれかとする。